

荻田町告示第 6 号

荻田町空き家バンク実施規程

(目的)

第 1 条 この告示は、荻田町内の空き家の有効活用を通じて、空き家の発生や増加を抑制するとともに、定住促進による地域の振興及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 町内にある一戸建ての居住の用に供する建築物(居住の用に供する部分と事業の用に供する部分が結合した併用住宅を含む。)で、現に居住していないもの(近く居住しなくなる予定のものを含む。)をいう。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売却を行うことができる者をいう。
- (3) 空き家バンク 町が空き家に関する情報の集約を行い、当該情報を広く発信する制度をいう。

(運用上の注意)

第 3 条 この告示は、空き家バンク以外の方法による空き家の取引を規制するものではない。

(事業者の登録等)

第 4 条 町は、この告示の目的に賛同し、空き家バンクにおける媒介等の業務を行う事業者を登録するものとする。

2 前項の登録をしようとする事業者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 宅地建物取引業法(昭和 27 年法律第 176 号)第 2 条第 1 項第 3 号に規定する宅地建物取引業者で、町と空き家バンクに関する協定を締結した団体(以下「協定締結団体」という。)に加盟している事業者
- (2) 町内に事業所を置いている事業者
- (3) 町税・上下水道料金等の滞納がない事業者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団等」という。)でないこと及び暴力団等と密接な関係を有しない事業者

3 第 1 項の登録をしようとする事業者は、空き家バンク事業者登録申請(変更

届出)書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

- 4 町長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、登録することが適当であると認めるときは、空き家バンク事業者登録決定通知書(様式第2号)により、登録申請を行った事業者に通知するものとする。
- 5 登録された事業者(以下「登録事業者」という。)は、登録内容に変更があった場合は、空き家バンク事業者登録申請(変更届出)書(様式第1号)を遅滞なく町長に提出しなければならない。

(空き家の登録等)

第5条 空き家の登録ができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 登録をしようとする空き家の所有者等である者
 - (2) 町税・上下水道料金等の滞納がない者
 - (3) 暴力団等でない者又は暴力団等と密接な関係を有しない者
- 2 空き家の登録をしようとする者は、空き家バンク登録申請書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。
 - 3 登録された空き家(以下「登録空き家」という。)の所有者等は、登録内容に変更があった場合は、空き家バンク登録内容変更届出書(様式第4号)を遅滞なく町長に提出しなければならない。
 - 4 空き家バンクへの登録期間は、1年間とする。ただし、更新を妨げない。

(登録事業者の紹介)

第6条 町長は、前条の申請があったときは、協定締結団体に空き家の媒介に係る協力を依頼し、協定締結団体が選定した登録事業者(以下「担当事業者」という。)を所有者等に紹介するものとする。

(媒介契約)

第7条 担当事業者は、宅地建物取引業法に基づく物件の調査を行い、所有者等と媒介契約を締結するものとする。

- 2 担当事業者は、物件の老朽化や登記上権利関係が明確でない等、物件の流通が困難と判断した場合は、その旨を所有者等に伝え、媒介契約を締結しないことができる。
- 3 担当事業者は、所有者等と媒介契約を締結したときは、媒介契約締結報告書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(空き家バンクへの登録)

第8条 町長は、前条第3項の規定による報告があったときは、速やかに空き家バンクに登録し、当該空き家に関する情報を町ホームページ等で公表するとともに、空き家バンク登録決定通知書(様式第6号)により、所有者等に通知するものとする。

(媒介の報酬)

第9条 空き家の媒介に係る担当事業者の報酬は、宅地建物取引業法第46条第1項の規定により、国土交通大臣が定めた報酬の額以内の額とする。

2 前項の報酬及びその他費用について、町は一切支払わないものとする。
(事業者登録の取消し等)

第10条 町長は、登録事業者が、次の各号に該当するときは、事業者登録を取り消すことができる。

- (1) 空き家バンク事業者登録抹消届出書(様式第7号)の提出があったとき。
- (2) 申請の内容に虚偽が発覚したとき。
- (3) 本規定その他関係法令に違反したとき。
- (4) その他町長が認めるとき。

2 町長は、前項の規定により事業者登録の取消しを決定したときは、その旨を空き家バンク事業者登録取消通知書(様式第8号)により、登録事業者に通知するものとする。

(空き家登録の取消し等)

第11条 町長は、登録空き家の所有者等が、次の各号に該当するときは、空き家登録を取り消すことができる。

- (1) 空き家バンク登録抹消届出書(様式第9号)の提出があったとき。
- (2) 申請の内容に虚偽が発覚したとき。
- (3) 本規定その他関係法令に違反したとき。
- (4) その他町長が認めるとき。

2 町長は、前項の規定により空き家登録の取消しを決定したときは、その旨を空き家バンク登録取消通知書(様式第10号)により、所有者等に通知するものとする。

(交渉等への不関与)

第12条 空き家の利用を希望する者(以下「利用希望者」という。)は、担当事業者と直接交渉を行うものとし、町長は交渉及び契約について、直接これに関与しない。

2 契約等に関する紛争、損害その他一切のトラブルについては、所有者等、利用希望者及び担当事業者の間で解決するものとする。

(個人情報の保護)

第13条 所有者等及び登録事業者は、空き家バンクの利用に際し、知り得た個人情報をもその目的以外に利用してはならない。空き家バンクの利用が終了した後も同様とする。

(委任)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年3月1日から施行する。